



モクレン

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士  
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone : 047 (341) 8811

Fax : 047 (341) 8080

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	1	15
木	2	16
金	3	17
土	4	18
日	5	19
月	6	20
火	7	21
水	8	22
木	9	23
金	10	24
土	11	25

### 3月の税務と労務

国 税 / 令和4年分所得税の確定申告 2月16日~3月15日	国 税 / 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 3月31日
国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日	国 税 / 7月決算法人の中間申告 3月31日
国 税 / 贈与税の申告 2月1日~3月15日	国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 3月31日
国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月10日	地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日
国 税 / 個人事業者の令和4年分消費税等の確定申告 3月31日	

#### ワンポイント 公金受取口座登録制度

預金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国(デジタル庁)に登録することで、給付金等の申請の際に申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付などが不要になる制度。口座情報は行政機関等に提供されて、給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用されます。

# 令和5年度 税制改正(案) のポイント



令和5年度税制改正(案)では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向けるためNISAの抜本的な拡充や恒久化、相続時精算課税制度の見直しや相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長が行われます。また、消費税のインボイス制度開始に伴い課税事業者となる免税事業者の負担を軽減する措置が講じられます。さらに、法人税や納税環境整備の見直しなどが行われます。

以下、主な改正項目を整理してみます。

表1 改正項目タイムスケジュール

(○減税、●増税、-どちらともいえない)

2023年 (令和5年)	4月	●	教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の見直し
	10月	-	消費税のインボイス制度が始まる
2024年 (令和6年)	1月	●	帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備
		○	新NISAの運用開始
		○	相続時精算課税制度において110万円の基礎控除が可能に
		●	暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長開始
	4月	●	森林環境税が施行
2025年 (令和7年)	1月	●	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
		-	扶養控除等申告書の記載事項の見直し
2026年 (令和8年)	1月	-	個人事業の開業・廃業等届出書の提出期限の見直し
2027年 (令和9年)	1月	-	源泉徴収票の提出方法の見直し
		-	納期の特例申請・青色申告承認申請・青色専従者給与の届出・給与等支払事務所の開設等届出についての簡素化

【改正項目タイムスケジュール】  
主な改正項目の適用時期は、左表のとおりです。なお、前年以前の改正項目で適用時期が今年以降となる項目も、記載しています。

**NISAの拡充**  
NISA(少額投資非課税制度)は、購入した株式や投資信託の売却益や配当金が、一定の範囲内で非課税になる制度です。NISAには一般NISAとジュニア

NISAがあり、それぞれ非課税となる保有期間や非課税枠などが決められていました。今回の改正により、非課税となる保有期間が無期限となり、非課税枠などが拡充されます(下表参照)。

**中小企業者等に対する軽減税率の延長**  
法人税の税率は23・2%ですが、中小企業者等については、一定の法人を除いて年800万円以下の部分の税率が15%とな

る軽減税率が時限的に設けられています。この軽減税率の特例が2年延長され、令和7年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

表2 NISAの改正点

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA	改正案
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間*	無期限
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円	つみたて投資枠：120万円 成長投資枠：240万円
非課税限度額	600万円	800万円		合計1,800万円 (内、成長投資枠は、1,200万円)
その他			2023年で終了	

\* 2023年末以降に非課税期間が終了するものについては、18歳になるまで非課税で保有を継続可能

## 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度を適用する場合、贈与された財産の価額の合計額から特別控除額2500万円（複数年にわたり控除している場合は、合計で2500万円）まで控除をすることができ、改正では、この控除とは別に、課税価格から基礎控除額110万円を毎年控除することができ、また、相続税の課税価格に加算する金額は、基礎控除額を控除した残額になります。

これにより、生前にまとまった財産の贈与をしにくかった人も、相続時精算課税制度を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制になることが期待されます。

令和6年1月1日以降の贈与から適用されます。

## 暦年贈与における相続前贈与の加算期間の延長

相続が開始した前3年以内に贈与があった場合、その贈与により取得した財産の価額は相続税の課税価格に加算します。こ

の加算される期間が、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税については、3年から7年になります。

この改正は、暦年課税における資産移転の時期に対する中立性を高めることが目的です。なお、延長された4年間については、贈与を受けた財産から総額100万円を控除した残額が、相続税の課税価格に加算されます。

## 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与の見直しと延長

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度を適用した場合、教育資金管理契約の終了日までに贈与者が死亡し、相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、非課税抛出現額から教育資金支出額を控除した残額を受贈者が相続等により取得したものとみなされます。

また、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度を適用した場合に、それぞれ定められた年齢に達したときに非課税抛出現額から支出額を控除した残額があった

ときは贈与税が課税されますが、その贈与税の税率は一般税率が適用されます。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度は、令和5年3月31日までに行われた贈与について適用されることになっていましたが、前記の改正が行われた上、教育資金の一括贈与は、令和8年3月31日まで、結婚・子育て資金の一括贈与は、令和7年3月31日まで延長されます。

## インボイス制度の負担調整措置

免税事業者がインボイス発行事業者になることなどによって事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その事業者が納付する消費税額を、課税標準額に対する消費税額の2割とすることができ、この制度は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までです。

また、課税売上高が一定金額以下の事業者は、課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存によ

る仕入税額控除が認められます。これは令和5年10月1日から令和11年9月30日までです。

## 電子帳簿等保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるほか、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置などが講じられます。

## 無申告加算税の引上げ

無申告加算税は、納付すべき税額が50万円までは15%、50万円を超える部分については20%の割合で課税されます。これが、納付すべき税額が300万円を超える部分について、30%に引き上げられます。ただし、調査通知以後で更正予知前の期限後申告や修正申告に基づく無申告加算税の場合は、30%ではなく25%になります。



## 見過ごせないスリープテック

睡眠時間は削るもの、と日本では思われがちですが、コロナ禍を経て心身ともに健康的な状態に備えることが重視され睡眠の重要性が注目されています。

経済協力開発機構(OECD)の2021年版調査によると、日本人の平均睡眠時間は7時間22分と対象33カ国のうち最下位を記録しており1位のアフリカより2時間近く短く、さらに、厚生労働省が公表したデータによると睡眠時間が7時間以下の人の合計が67.7%に及び日本人は全体的に睡眠不足であると言えます。

睡眠は、体調や労働生産性に直結します。企業にとって従業員の健康維持・増進を行うことは医療費の適正化や生産性の向上、さらには企業イメージ向上等につながり、そうした取り組みに必要な経費は単なる「コスト」ではなく、将来に向けた「投資」であると捉えられる「健康経営」の実施が重要

となってきています。この健康経営を支えるのが「スリープテック」です。スリープテックとは、睡眠の「Sleep」とテクノロジーの「Tech」を掛け合わせた言葉でセンサーやアプリといったIT・AIなどの技術を活用し睡眠前の環境、入眠から睡眠途中の覚醒や起床までの定量的な取得データを分析しフィードバックを何らかの形でアウトプットする機器・サービス・システムです。

スリープテックの世界市場は7年後の2030年には約10兆円と現在の4倍ほどに膨らむと見込まれています。脳波による睡眠解析を行い睡眠障害の兆候を探ったり、腕時計型端末で覚醒時と睡眠時の心拍数から精神不調の可能性を予測したり、また、腕の動きを分析することで眠りについた時間や深さを測定し精神疾患リスクを提示する機能の開発に乗り出すなどスタートアップの取り組みが相次いでいます。健康経営の視点からも、企業の積極的な取り組みにスリープテックが一役買いそうです。

## 寒暖差疲労対策

3月になり冬から春になるにつれ寒暖差の大きい季節となりました。だるい、疲れがたまることはありませんか？

それは「寒暖差疲労」かもしれません。寒暖差疲労とは、前日との気温差や、一日の最高気温と最低気温の差が7度以上ある時に起こりやすくなるもので体温を調節する自律神経が過剰に働いて倦怠感、冷え性、頭痛、肩こり、胃腸障害などさまざまな症状が出てしまう気象病の一つです。

冷暖房に頼りすぎるのはよくありません。たとえば、昼間は気温が高いため2時間おきの換気で外気を室内に取り込み身体を冷やしたり、夜は気温が低いので温かい飲み物を飲んで体を温めるなど一日の中で意識的に寒暖差をつけることが自律神経のトレーニングになります。

自律神経は首や耳の周りに集まっています。仕事の合間に首肩の筋肉をストレッチしたり耳をつまんで前後に回したりすることも自律神経の働きを整えるのに有効です。

### ひらめくための秘策

仕事をしていると何か良いアイデアはないかなと煮詰まるころがあります。いっこうにひらめかない！そんなときは「ぼーっとしてみる」のが一番です。ひらめきとかかわるのが「デフォルト・モード・ネットワーク」という神経活動です。ぼんやりしたり、散歩したり、トイレに行ったりすると急にひらめいたりすることがありませんか。そ

ういう時にデフォルト・モード・ネットワークが活性化することがわかっていきます。脳がこのモードになると自分を振り返ったり様々な記憶情報を物語として脳が作り直して、つながると思っていなかったものがつながりを発見したりするのです。うんうん頭を抱えている状態と逆の散歩やお風呂など何か日頃のルーティーンでできる行動でひらめきが生まれ解決できる秘策となるかもしれません。